

個人の働き方に合わせ、ワークライフバランスを充実  
『ダイバーシティ勤務制度』を導入

図書印刷株式会社（本社：東京都北区東十条 代表者：代表取締役社長沖津仁彦 以下図書印刷）は、10月1日より、従来からの「8時間勤務制」という枠組みを改め、交替制勤務者を除く社員を対象に「変形労働時間制」を取り入れ、多様性のある個人の働き方やライフスタイルを創出することができる『ダイバーシティ勤務制度』を導入いたします。

新しい勤務制度では、1日の所定労働時間を延長する一方、休日日数を増やす方法を採用します。従来の所定休日に加え、各人が個別に「パーソナル休日」を設定し、その完全取得を目指すことで、総労働時間の短縮を図っていきます。また、社員は、パーソナル休日を活用し、自己啓発、健康増進、および家事への積極的な参加が可能となり、個人のライフスタイルを充実させることができます。

<経過と目的>

- ・当社では、昨年10月より、フレックスタイム制度の問題点を解消し、仕事と個人の働き方の調和と総労働時間の削減を図るため、「セレクトティブタイム制度（スーパー時差出勤制度）」を導入しました。この制度では、1日の所定労働時間を8時間とし、勤務時間帯は業務の都合に応じて5つのパターンから個別に選択できます。
- ・本年6月より節電のための緊急対策として、スタッフ部門の一部を対象に「週休3日制」を導入しました。『週休3日制』を実施したことにより、変形労働時間制を活用し、1日の所定労働時間を延ばす一方、休日日数を増やす方法が、総労働時間削減にとって、有効な手段であることが示されました。
- ・これらの状況を踏まえ、この度、『ダイバーシティ勤務制度』を導入することによって総労働時間の短縮とワークライフバランスの一層の充実を図ることとしました。

<制度の概要>

- ・変形労働時間制の対象期間は、1か月間、3か月間、6か月間、1年間の4つのタイプから、原則、課または同種の職務を担当するグループ単位で選択できます。
- ・1日の所定労働時間は「9時間」を基本としますが、変形対象期間が1か月間の場合は「8.5時間」、3か月間以上の場合には「10時間」を選択することができます。
- ・パーソナル休日の日数は、1日の所定労働時間に応じて、原則として月間1日～4日とします。

対象期間が「1 か月間」の場合

1 日の所定労働時間	パーソナル休日数
8.5 時間	月間 1 日
9.0 時間	月間 2 日

対象期間が「3 か月間」「6 か月間」「1 年間」の場合

ピーク月の 1 日の所定労働時間	オフピーク月のパーソナル休日数
9.0 時間	月間 2 日
10.0 時間	月間 4 日

<特 長>

1 日の所定労働時間と「セレクトティブタイム制度」に基づく始業時刻の組み合わせ、また、変形対象期間、ピーク・オフピーク月、およびパーソナル休日の設定等の条件を掛け合わせることにより、「ダイバーシティ勤務制度」という名称のとおり、多様性のある個人の働き方やライフスタイルを創出することができます。

(参考)「セレクトティブタイム制度」との組み合わせ

所定労働時間	勤務時間帯 (セレクトティブタイム制度)				
	Aパターン	Bパターン	Cパターン	Dパターン	Eパターン
8.0H	8:00~17:00	9:00~18:00	10:00~19:00	11:00~20:00	13:00~22:00
8.5H	8:00~17:30	9:00~18:30	10:00~19:30	11:00~20:30	12:30~22:00
9.0H	8:00~18:00	9:00~19:00	10:00~20:00	11:00~21:00	12:00~22:00
10.0H	8:00~19:00	9:00~20:00	10:00~21:00	11:00~22:00	—
休憩時間	12:00~13:00				18:00~19:00

以 上